

三木市記者発表資料 (令和5年2月3日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
<b>新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について ～市内公共施設の利用制限を緩和～</b>
内容
<p>令和5年1月27日、兵庫県が新型コロナウイルス感染症対策措置の一部を緩和されたことに伴い、三木市では2月3日午前10時から第84回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について、以下のとおり決定しました。</p> <p><b>1 期間</b> 2月6日(月)～ (今後の感染者の状況により変更する場合がある。)</p> <p><b>2 市の対策について</b></p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等 屋内・屋外施設ともに基本的な感染対策を実施した上で通常開館とする。 (大声あり・なしの区分に関係なく、施設の収容定員は100%とする。)</p> <p>(2) 市職員の勤務体制(継続) テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p> <p>(3) マスク着用について(継続) 原則として、屋内・屋外ともに、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用を推奨しない。ただし、詳細については、各施設の利用基準によるものとする。</p> <p>(4) 市職員の感染公表について(継続) 個人の公表は行わず、集団感染(クラスター)等、市民生活に影響がある場合のみ公表を行う。</p>
セールスポイント
<p>兵庫県が新型コロナウイルス感染症対策措置を緩和したことに伴い、市としても、施設の使用人数制限などを県の対処方針に準じて緩和します。</p> <p>引き続き、必要な感染拡大防止対策は行いますが、利用については各施設の基準を確認の上、利用してください。</p>